

可決された意見書

市議会では、国会または関係行政庁に意見書を提出することで、議会としての意思を表明します。第1回定例会では、2件の意見書が可決(内1件が全会一致)されました。

発議第2号 バリアフリー法の改正及びその円滑な施行を求める意見書について

- 1 地域の面的・一体的なバリアフリー化を進めるため、バリアフリー法の基本構想制度の見直しも含めた新たな仕組みについて検討すること。
- 2 公共交通事業者がハード・ソフトの一体的な取り組みを計画的に進める枠組みについて検討すること。
- 3 バリアフリー施策を進める際には、高齢者、障がい者等の意見を聞くような仕組みを検討すること。あわせて、バリアフリーの促進に関する国民の理解を深めるとともに、その協力を求めるよう国として教育活動、広報活動等に努めること。

- 4 バリアフリー法改正後、速やかに施行する観点から、改正内容について、十分に周知を行うこと。

発議第2号	バリアフリー法の改正及びその円滑な施行を求める意見書について
発議第3号	所有者不明の土地利用を求める意見書について

主な議決結果〔会派別〕

議案番号・件名	会派名 賛 否											議決結果
	自民党	市民連合	公明党	くまもと未来	共産党	市政クラブ	日本教育	善進会	明政会	地域創世	和の会	
議第1号 平成30年度熊本市一般会計予算	○	○	○	○	×	○	○	×	○	○	×	可決
議第40号 熊本市非常時優先業務の実施のための業継続計画の策定等に関する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議第61号 熊本市立特別支援学校条例の一部改正について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議第75号 熊本城復元整備基金条例の一部改正について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決

熊本市議会会議規則の一部改正について

第1回定例会において熊本市議会規則の一部を改正しましたので、その内容についてお知らせします。なお、これらの内容については本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会並びに協議等の場にも同様の規定を追加しました。

①本会議のほか、欠席する場合の事由及び手続きについて

〔従来〕

議員は、疾病、出産その他事故のため招集に応ずることができないとき又は会議に出席できないときは、あらかじめその理由を付して議長に届け出なければならない。

〔改正後〕

議員は、疾病、出産、**家族の看護又は介護、配偶者の出産補助**その他事故のため招集に応ずることができないとき又は会議に出席できないときは、**欠席届(様式1号)**により、あらかじめその理由を付して議長に届け出なければならない。

《解説》

欠席する際の具体例として、家族の看護又は介護、配偶者の出産補助を付記したほか、欠席届(様式第1号)の様式を示し、欠席をする際の手続きを明確にしました。

②議場に入場できる者の規定について

〔従来〕

会議規則自体には記述なし

※熊本市議会傍聴規則第10条により、傍聴人は会議中いかなる事由があっても議場への入場はできないものとされている。本市では議員や職員以外は傍聴人とみなし、運用している。

〔改正後〕

第1条の2 会議中に議場に入ることができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 議員
- (2) 地方自治法第121条第1項の規定により議長から出席を求められた者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、議長が特に必要と認める者

《解説》

これまで会議規則では「議場に入場できる者」についての明確な規定は設けられていませんでしたが、これは「議場に入場できるのは、議事のために入場の必要がある者のみ」であることが、明確な規定がなくとも、社会通念上明らかであったためです。

市議会における議場とは「本会議が開かれる会議場」であり、市議会としての最終的な意思が決定される重要な場所です。このため議場における議事の運営は、地方自治法や会議規則等に定められた詳細なルールに従って進められ、会議の内容は会議録の形で記録されるほか、会議中の発言、行動、持ち物に至るまで議長の許可を求めなければなりません。

こうした会議の目的を達成するために、議場内には議員のための議席と市長をはじめとする執行部席のほか、演壇、質問席、議長席、事務局長席が設けられています。これ以外の者には傍聴席が用意され、傍聴席は議場には含まれず、議場とは明確に区分されておりあります。

議会としては、昭和22年の会議規則の制定以来、守られてきた原則を改めて再確認したもので、これまで明文化されていなくても当然のごとく守られてきたルールを、改めて誤解が生じないように明文化したものです。